

市議会令和6年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第41号

(第7集)

柏市

目 次

議 案 第 4 1 号	柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第41号資料	柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例について	3

柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

議員の報酬月額を改定したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

柏市議会議員報酬等支給条例（昭和34年柏市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「668,000円」を「677,600円」に，
「597,000円」を「605,600円」に，「577,000円」を「585,300円」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号 資料

柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例について

柏市議会議員報酬等支給条例（昭和 3 4 年柏市条例第 1 5 号）新旧対照表

改正前		改正後	
(議員報酬)		(議員報酬)	
第2条 議会の議長，副議長及び議員の議員報酬は，次のとおりとする。		第2条 議会の議長，副議長及び議員の議員報酬は，次のとおりとする。	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	668,000円	議長	677,600円
副議長	597,000円	副議長	605,600円
議員	577,000円	議員	585,300円